

成年後見人材育成研修（委託集合研修）開催要項

2017年度から、成年後見人養成研修の名称、プログラム等が変わりました。

①成年後見制度を活用する社会福祉士会のための「成年後見人材育成研修（委託集合研修）」（認証研修）

②ばあとなあ名簿に登録し、受任する社会福祉士のための「名簿登録研修」

このうち、今回は①「成年後見人材育成研修（委託集合研修）」（4日間）のご案内をいたします。

受講を希望される方は、本要項をご確認の上、お申し込みください。

※権利擁護センターばあとなあ後見人名簿に登録し受任するには、②「名簿登録研修」の修了が必須となります（別途、受講料が必要）。

- 1. 研修目標**
- (1) 専門職後見人としての社会福祉士が身につけるべき知識・技術を修得し、権利擁護センターにおける成年後見人としての一定の力量を確保すること。
(※本研修の修了は、権利擁護センターばあとなあ後見人候補者名簿に登録し、受任できる者を養成する「名簿登録研修」の受講要件となります。)
 - (2) 地域で相談援助にあたる者が、成年後見制度活用の知識、技術を修得すること。

- 2. 日 時**
- | | | |
|-----|----------------|--------------|
| 1日目 | 2020年8月1日（土） | 9時30分～17時40分 |
| 2日目 | 2020年9月4日（金） | 9時30分～17時00分 |
| 3日目 | 2020年10月3日（土） | 9時30分～17時00分 |
| 4日目 | 2020年10月31日（土） | 9時30分～16時00分 |

※名簿登録研修 2020年12月5日（土） 9時30分～17時20分

- 3. 会 場** 滋賀県立長寿社会福祉センター（草津市笠山7丁目8-138） 他

- 4. カリキュラム（予定）** ※研修の詳細は受講決定後に案内します。

- (1) 講義・演習等：4日間 23時間
- (2) 事前課題：指定する6課目は「事前課題」を提出して頂きます。
課題については、その都度ご案内します。

- 5. 受講対象** 下記のいずれかの者で、「6 受講要件」の全てを満たす者。

- (1) 社会福祉士会の権利擁護センターばあとなあ成年後見人等候補者名簿登録を目指す者
- (2) 社会福祉士として地域で相談援助を行っている者

- 6. 受講要件** 次の要件のすべてを満たす者

- (1) 日本社会福祉士会の正会員である都道府県社会福祉士会に所属する社会福祉士
- (2) 次に挙げる a～c のいずれかを満たす者
 - a 日本社会福祉士会の基礎課程（基礎研修Ⅰ～Ⅲ）を修了している者
 - b 日本社会福祉士会の旧生涯研修制度の共通研修課程を1回以上修了している者
 - c 認定社会福祉士である者
- (3) カリキュラムの全課程を出席できる者
- (4) 会費の滞納のない者
- (5) 滋賀県社会福祉士会の会長が成年後見活動に資すると認めるもの

- 7. 受講対象都道府県社会福祉士会及び定員**

滋賀県社会福祉士会会員25名、近畿圏内社会福祉士会会員5名

※なお、受講申込が一定数に満たない場合は、研修開催を中止することもあります。

- 8. 受講費** 50,000円（別途市販テキスト代、約14,000円が必要となります。）

※一端納入された受講費は、主催者（研修を主管する社会福祉士会）の責による場合以外は返金いたしません。

※成年後見人材育成研修の受講費です。名簿登録研修には別途受講料が必要です。

9. 申 込 別紙の申込用紙に必要事項をご記入のうえ、滋賀県社会福祉士会の事務局に、郵便にてお申込ください。（電話・FAX・E-mailでの申込は受け付けておりません）

◆申込先 公益社団法人滋賀県社会福祉士会 事務局

◆申込期間 2020年4月25日～2020年5月20日

期間内に定員を超える申し込みがあった場合は受け付けた申込書類を基に滋賀県社会福祉士会が選考します。

10. 受講決定 受講決定は、あらかじめ決められた定員に基づき、次の方法で決定します。

①受講決定は、主管社会福祉士会である滋賀県社会福祉士会が決定します。

②申込者多数の場合は、受け付けた申込書類を基に滋賀県社会福祉士会が選考します。

11. 受講可否の連絡等

・受講可否は、6月1日ごろまでに郵便にてご連絡します。申込者が定員を越えた場合は、受講できない場合がありますのでご了承ください。

・会場案内、受講費の納入方法、テキストの購入方法、事前課題、およびキャンセル等の扱いについては、受講可否の連絡時にご案内します。

12. 修了要件 研修の修了には、次の基準を満たす必要があります。

・面接授業の出席が100%であること

・事前課題を提出すること

・成年後見人材育成研修修了試験に合格すること

13. 研修単位について

(1) 日本社会福祉士会の生涯研修制度においては、新生涯研修制度では専門課程の2単位となり、旧生涯研修制度では「専門分野別研修2単位」となります。

(2) 本研修は、認定社会福祉士制度の研修として認証されています。

認証科目：後見制度の活用（成年）（分野専門/高齢分野、ソーシャルワーク機能別科目群）

単位数：2単位

認証番号：20160004

注：分野については、認定社会福祉の認定申請をするときに、自身の申請をしようとする分野の単位として扱うことができます。「後見制度の活用（成年）」は、高齢分野のほか、障害分野、医療分野、地域社会・多文化分野の認定申請者も各分野の単位として扱うことができます。

13. 主 催 公益社団法人日本社会福祉士会 生涯研修センター

主 管 滋賀県社会福祉士会

問い合わせ先 連絡先	公益社団法人滋賀県社会福祉士会 事務局（担当 横田） 〒525-0072 草津市笠山7丁目8-138 県立長寿社会福祉センター内 Tel：077-561-3811 FAX：077-561-3835 E-mail：shiga2944@sirius.ocn.ne.jp
---------------	--